

（総務省地域力創造グループ地域振興室）

項 目 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長											
税 目	法人税、所得税											
要 望 の 内 容	【要望】 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%）について、適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長する。											
	【制度の概要】											
	1. 製造業・旅館業											
	（1）対象											
	①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等											
	②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等											
	（2）取得価額の下限值											
	一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合											
	<table><tr><td>資本金の規模</td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円超 5,000万円以下</td><td>5,000万円超</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上</td><td>2,000万円以上</td></tr></table>				資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上									
2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等												
（1）対象												
①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等												
②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等												
（2）取得価額の下限值												
一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合												
【関係条文】												
・ 半島振興法第9条の2、第16条（所得税）												
・ 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号												
・ 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項及び第24項												
・ 租税特別措置法施行規則第5条の13第7項、第8項、第9項及び第10項（法人税）												
・ 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号												
・ 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項及び第25項												
・ 租税特別措置法施行規則第20条の16第7項、第8項、第9項及び第10項												

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		一百万円 (▲300 百万円 の内数) (一百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線交通網から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に一定の制約があること等により、人口減少・高齢化が加速している。 このため、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資を促進することで、地域経済の活性化や雇用の確保を図り、人口流出の抑制や定住の促進を図る。 (2) 施策の必要性 半島地域においては、地理的条件不利性により生産年齢層を中心とした人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保、地域住民の所得水準の向上等を図り、生産年齢人口の流出抑制や地域経済の活性化が必要である。 このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域で重要な位置を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効活用した旅館業・農林水産物等販売業を、地域の基幹産業として支援する必要がある。また、半島地域の地理的な条件不利性を補うため、立地に左右されにくい情報サービス業等の発展が期待されており、デジタル技術の活用によって半島地域の課題解決に寄与することで、地域経済の活性化や人口流出の抑制に資する産業として重要である。 これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約を受けていること並びにこれにより産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、半島地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住の促進等及び半島防災（半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ。）の推進を図り、あわせて国土の均衡ある発展並びに地方における活力ある社会経済の創出及びその再生（次条第	

		一号において「地方創生」という。)に資することを目的とする。 (国の施策) 第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。 2 国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。 第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。 (税制上の措置) 第十六条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026(令和8年7月21日閣議決定)(抄) 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 (3) 強い地域経済の構築 (個性を活かした地域づくり) 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 【令和9年度概算要求における政策体系図】 基本(実施)計画(令和5年3月策定) Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
	政 策 の 達成目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、半島地域における事業活動の継続・拡大を図り、半島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ①長期的目標 半島地域における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：半島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：2,145人(社会減の1割) 対象期間：令和5年度～令和16年度(12年間) ②短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 目標値：190億円 対象期間：令和9年度～令和10年度(2年間)

		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	○本特例措置の適用を受けた事業者による新規雇用者数 257 人 ○本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 190 億円
		政策目標の達成状況	新規雇用者数 令和 5 年度：46 人 令和 6 年度：36 人 令和 7 年度：16 人 新規設備投資額 令和 5 年度：約 44.0 億円 令和 6 年度：約 39.3 億円 令和 7 年度：約 16.3 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 8 年度：22 件 令和 9 年度：36 件 令和 10 年度：50 件 ※新規の適用見込みを記載 ※関係道府県へ聞き取った結果を基に、「政策の達成目標」を勘案して試算した値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は半島振興において重要となる業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出を図るために措置されたものである。 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業者もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらの効果による人口流出の抑制や地域企業の拡大により、地域経済の好循環が生まれ、地域経済基盤の強化や地域サービスの向上にも寄与することが見込まれるため、当該特例措置が、一時的な投資支援にとどまらず、地域経済の持続的な活性化を通じて、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・半島振興法第 17 条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	半島振興広域連携促進事業補助金等 （令和 9 年度概算要求額：131 百万円） 改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策等を支援する。

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置に対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、予算措置と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には本特例制度による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。																			
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。 また、課税の繰延べによって、設備投資に係る税負担が軽減される本特例措置は、半島地域における設備投資のインセンティブとなる。 設備投資の促進により地域内の事業の継続・拡大が図られ、事業の実施に基づく雇用創出が見込まれることによって、「半島地域の雇用創出」という長期的目標に対して効果がつながっていくものと考えられる。 なお、特例措置の対象は全業種としているものではなく、半島地域の産業を振興し雇用の創出を図るために特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、半島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。																			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和5年</td><td>134件 (163件)</td><td>1,021百万円 (1,599百万円)</td><td>237百万円 (371百万円)</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>92件 (73件)</td><td>834百万円 (664百万円)</td><td>193百万円 (154百万円)</td></tr><tr><td>令和7年</td><td>65件 (70件)</td><td>423百万円 (637百万円)</td><td>98百万円 (148百万円)</td></tr></tbody></table> (出典：適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。) ※令和5年度・令和7年度要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。 (前回要望時との乖離の理由) 令和6年度においては見込みを上回ったものの、他年度においては資材価格の高騰等が事業者の投資意欲に影響し、前回要望時の見込みと実績の乖離が生じている。引き続き、各地方自治体に対して市町村協議会等を活用して税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、半島地域における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。					適用件数	適用額	減収額	令和5年	134件 (163件)	1,021百万円 (1,599百万円)	237百万円 (371百万円)	令和6年	92件 (73件)	834百万円 (664百万円)	193百万円 (154百万円)	令和7年	65件 (70件)	423百万円 (637百万円)	98百万円 (148百万円)
			適用件数	適用額	減収額																	
令和5年	134件 (163件)	1,021百万円 (1,599百万円)	237百万円 (371百万円)																			
令和6年	92件 (73件)	834百万円 (664百万円)	193百万円 (154百万円)																			
令和7年	65件 (70件)	423百万円 (637百万円)	98百万円 (148百万円)																			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却 ① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条 ② 適用件数 令和4年度：58件 令和5年度：59件																				

		令和6年度：50件 ③ 適用総額 令和4年度：390百万円 令和5年度：361百万円 令和6年度：295百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は半島振興において重要としている業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出を図るために措置されたものである。 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業者もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらの効果による人口流出の抑制や地域企業の拡大により、地域経済の好循環が生まれ、地域経済基盤の強化や地域サービス向上にも寄与することが見込まれるため、当該特例措置が、一時的な投資支援にとどまらず、地域経済の持続的な活性化を通じて、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。
	前回要望時の達成目標	（政策体系における政策目的に係る目標） 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比が1.00未満（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度） （租税特別措置により達成しようとする目標） 測定指標 半島地域における事業所数（製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等） 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度の政策目標（半島地域における社会増減率過去5ヶ年平均との比）に係る指標値については、1.16となっており、過去5ヶ年平均との比を1.00未満とするという政策目標を達成できていない。これは、コロナ禍の人口移動が著しく少ない期間の影響をもってしても、従前の社会増減の傾向が継続していたものと考えられる。 また、租税特別措置により達成しようとする目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ること）については、事業所数は「経済センサス活動調査」の結果を流用しており、前回調査（2021年（令和3年）調査）以降、次の調査結果（2026年（令和8年）調査）が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。 なお、令和7年度の新規適用事業者においては、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たに事業拠点が創出されたところ。
これまでの要望経緯		昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期限の2年延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期限の1年延長

	(機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)
平成 7 年度	適用期限の 2 年延長
平成 9 年度	適用期限の 2 年延長 (2,300 万円超)
平成 10 年度	特別償却率引下げ (機械等 14/100→13/100)
平成 11 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100 建物等 6/100)
平成 13 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100→11/100)
平成 15 年度	適用期限の 2 年延長 (2,500 万円超)
平成 17 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加 (過疎地域に類する地区: 建物等 7/100)
平成 19 年度	適用期限の 2 年延長 (旅館業: 建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)
平成 21 年度	適用期限の 2 年延長
平成 23 年度	適用期限の 2 年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
平成 25 年度	割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ (2,000 万円超→500 万円以上)
平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
令和元年度	適用期限の 2 年延長
令和 3 年度	適用期限の 2 年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする)
令和 5 年度	適用期限の 2 年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外)
令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 (「情報サービス業等」のうち、「コールセンター業等」を除外)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における工業用機械等に係る割増償却（半島地域）

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである新規設備投資額（令和５年度～令和６年度・目標値 70 億円）については、２カ年合計で約 83.3 億円であることから目標を達成している。
- また、長期アウトカムである新規雇用者数（令和５年度～令和 16 年度・目標値 2,145 人）については、本特例措置を活用して整備した設備に伴う新規雇用が、毎年一定程度創出されているところであるが、達成途上であり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 短期アウトカムの目標値を達成し、半島地域の事業活動の継続・拡大に一定の効果を上げていることが確認された。このため、これらの成果を維持・定着させる観点から、新規雇用者数を長期的目標として設定する。また、設備投資額については、本特例措置による投資促進効果が確認されていることから、短期的目標として継続的に把握する。
- 本特例措置を活用した設備投資により、半島地域の雇用創出への効果が着実に現れている。一方で、人口流出や社会減といった地域課題の解決には中長期的な取組が不可欠であり、制度効果の継続的な発現と検証が求められる。以上のことから、地域への投資と雇用の好循環を維持・拡大し、人口流出の抑制・定住促進につなげる観点から、適用期限を２年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長することを要望する。
- さらに、本特例措置の効果を最大限発揮するため、地方自治体等と連携しながら、制度の周知・活用促進を強化し、半島地域におけるさらなる投資促進と雇用創出を後押ししていく。